

1 特別支援学級（自閉症・情緒障がい学級）とは

意思の疎通や対人関係の形成、社会生活の適応についての困難さがある児童生徒に対して、個々の特性や状態に応じて学習や生活の指導を行います。

1 学級あたり8人までの少人数による学級で学校生活を送ります。学級では各教科等の指導の他に、基本的な生活習慣の定着、集団生活への適応の向上及び本人の情緒的課題への理解などを学んでいます。

一人一人の力や可能性を伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことを目的としています。

2 指導の対象

- 知的な障がいがなく医療機関で自閉症や情緒障がい等と診断された児童生徒
- ※学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）は含まれません



3 指導の内容

自閉症・情緒障がい学級では、各教科等と併せて自立活動、交流及び共同学習を行うことを特徴としています。

- 各教科指導では通常の学級に準じた内容を学習します。スモールステップで成功体験を積み重ね、自己肯定感を高めながら学習指導を行っています。
- 自立活動は、情緒障がい等による学習や生活上の苦手なことの改善・克服を目指します。あわせて、自立して社会参加する資質を養うための指導を行います。

（自立活動の例）

- ・健康の保持
- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・環境の把握
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション

4 その他

- 通常の学級と授業や行事で積極的に交流を図ります。自閉症・情緒障がい学級で学習したことや習得した知識・技能などを発揮できるよう、交流及び共同学習に参加します。

5 入級の申し込み

入級にあたっては、「就学相談会」「進学相談会」「転学・転籍相談会」にお申し込みください。

「就学相談会」「進学相談会」「転学・転籍相談会」において、お子さんにとって入級が適しているかどうか、検討をします。

相談会では、保護者の方の意向や在籍園・在籍校での様子、医師の意見、発達知能検査の結果、体験行動観察などの資料をもとに、教育学・心理学・医学等の専門的立場からの意見を検討します。そしてお子さんの状況や特性、必要とする支援の程度を踏まえ、入級が適当であるか総合的に判断します。

相談会の終了後、おおむね7～10日前後で、検討の結果について、保護者の方へお知らせします。入級が適当でない場合は、その理由も併せてご説明いたします。

ご希望と異なる検討結果になる場合もあることをご理解の上、お申し込みください。

- ◎相談会では、お子さんの特性の把握のために、発達知能検査の結果や診断書、精神障害者手帳等が必要となります。お持ちの方は、提出のご協力をお願いいたします。（写し可）

- ◎相談会において作成・収集した資料は、在籍校や転籍先校での指導・支援に活用いたしますことをご了承ください。



【小学校入学に向けて】（就学相談会）

- 対象 就学前の年長児
- 次年度に小学校へ入学するお子さんに対して、就学相談を実施します。
- 入学当初から、特別支援学級への入級を希望の方は、「就学相談会」へお申し込みください。6月中旬から受付が始まります。

【中学校進学に向けて】（進学相談会）

- 対象 小学校6年生に在籍の児童
- 次年度に中学校へ入学するお子さんに対して、進学相談を実施します。
- 入学当初から、特別支援学級への入級を希望の方は、5月に在籍小学校から案内をされる「進学相談会」へお申し込みください。

【転籍に向けて】（転学・転籍相談会）

- 小・中学校の通常の学級に在籍の児童生徒
- 小・中学校の通常の学級に在籍していて、特別支援学級への転籍を希望される方に対して「転学・転籍相談会」を開催します。
- 自閉症・情緒障がい学級の転籍日は、4月1日からの年1回となっています。転籍を希望する場合は、在籍する小・中学校へご相談の上、お申し込みください。
- (1) 保護者の方と在籍校とで、お子さんの学校生活や学習状況について話し合い、特別支援学級への入級（転籍）についての相談をします。
- (2) 在籍校では、校内委員会においてお子さんの支援策と入級（転籍）の必要性を検討します。
- (3) 上記の相談・検討をもとに、保護者が在籍校に申し込みます。
- (4) 転籍先の特別支援学級で「入級体験」を行います。申し込みの後に転籍先校から保護者へ体験の日程についての連絡が入ります。
- (5) 「転学・転籍相談会」が開催されます。
- (6) 「転学・転籍相談会」の検討結果を、教育センターより保護者と在籍校にお知らせいたします。
- (7) 転校が必要な場合は、教育委員会学務課で手続きをします。転籍日は、教育センターより保護者と在籍校にお知らせします。

< 自閉症・情緒障がい学級 特認校一覧（小学校） >

地域指定校に自閉症・情緒障がい学級がない小学校は、特認校が定められています。複数ある場合は、その中から選択します。

(地域指定校)	→ (自閉症・情緒障がい学級の特認校)
町田第二小学校	→ 町田第一小
町田第三小学校	→ 町田第一小、本町田小
町田第四小学校	→ 町田第一小、本町田小
町田第五小学校	→ 町田第一小、本町田小
町田第六小学校	→ 町田第一小
南大谷小学校	→ 町田第一小
藤の台小学校	→ 本町田小、鶴川第四小
本町田東小学校	→ 本町田小
南第一小学校	→ 南第四小
南第二小学校	→ 南第四小
南第三小学校	→ 町田第一小、南第四小
つくし野小学校	→ 南第四小
小川小学校	→ 南第四小
成瀬台小学校	→ 町田第一小、南第四小
鶴間小学校	→ 南第四小
高ヶ坂小学校	→ 町田第一小、南第四小
成瀬中央小学校	→ 町田第一小、南第四小
南成瀬小学校	→ 南第四小
南つくし野小学校	→ 南第四小
鶴川第一小学校	→ 本町田小、鶴川第四小、忠生小
鶴川第二小学校	→ 鶴川第四小
鶴川第三小学校	→ 鶴川第四小
金井小学校	→ 鶴川第四小
大蔵小学校	→ 鶴川第四小
三輪小学校	→ 鶴川第四小
小山田小学校	→ 忠生小
忠生第三小学校	→ 本町田小
山崎小学校	→ 本町田小、忠生小
小山田南小学校	→ 忠生小
木曾境川小学校	→ 本町田小、忠生小
七国山小学校	→ 本町田小
函師小学校	→ 忠生小
小山小学校	→ 小山中央小
小山ヶ丘小学校	→ 小山中央小
相原小学校	→ 小山中央小
大戸小学校	→ 小山中央小

【小学校設置校 6校】

- ① 町田第一小学校 (中町 1-20-30) TEL722-3105
- ② 本町田小学校 (本町田 2032) TEL721-5561
- ③ 南第四小学校 (金森東 3-21-1) TEL796-1326
- ④ 鶴川第四小学校 (鶴川 3-22) TEL735-2868
- ⑤ 忠生小学校 (忠生 3-10-2) TEL791-1021
- ⑥ 小山中央小学校 (小山ヶ丘 3-7-1) TEL798-0670

【中学校設置校 1校】

- 町田第三中学校 (本町田 1853) TEL722-6095
- ※市内全中学校が対象となります。

※特別支援学級の見学等は、授業公開・説明会（まちだ子育てサイト等をご参照ください）をご活用ください。



【担 当】 町田市教育委員会

教育センター 就学相談担当
TEL:042-793-3057 (直通)
FAX:050-3163-1021

この冊子は 640 部作成し、1 部あたりの単価は 25 円です（職員人件費を含みます）

小・中学校

特別支援学級

(自閉症・情緒障がい学級)

案 内

< 設置小学校 > 6校

町田第一小学校
本町田小学校
南第四小学校
鶴川第四小学校
忠生小学校
小山中央小学校

< 設置中学校 > 1校

町田第三中学校



町 田 市 教 育 委 員 会